

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL 054-253-5580  
 FAX 054-253-5589  
 [インターネット]  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
 静岡県国保連合会 | 検索

(予防)福祉用具貸与事業所向け

## (予防)福祉用具貸与(サービスコード 17・67)について、平成29年10月サービス分(11月審査)から国保連合会における審査内容が一部変更します。

※(介護予防)特定施設入居者生活介護(サービスコード 33・35)についても同様です。

平成30年度の制度改正に伴い、平成30年10月サービス分より福祉用具貸与費の上限値のチェックを行います。そのため、平成29年10月サービス分から、正確な上限額を算出する前段階として、介護給付費明細書の給付費明細書欄の摘要欄について、介護給付費請求書等の記載要領が改正されました。なお、当該改正に基づき審査内容が一部変更になります。

### ◎審査内容の変更について

以前より、福祉用具貸与における商品コード等を請求明細書の摘要欄に記載することになっておりますが、平成29年10月サービス分の審査より、記載している商品コードのフォーマットの審査を実施します。

★商品コード等のフォーマット ⇒ XXXXX-YYYYYY (5桁 ハイフン 6桁)  
 ※X、Yは半角英数字、大文字アルファベット(但し、I、O、Qを除く)

- 商品コードのフォーマットに誤りがある場合は、  
 エラーコード：1407 「資格：商品コード等のフォーマットに誤りがあります。」  
 ※平成29年10月サービス分からの新しいエラーです。
- 商品コードが記載もれの場合は、  
 エラーコード：14QR 「資格：摘要欄が未記入です。」(従来からのエラーです)

介護給付費明細書の一部抜粋

摘要欄に商品コード等(指定されたフォーマット)の記載が必要です。

		平成		年		月分		
		保険者番号						
請求事業所	事業所番号							
	事業所名称							
	住所							
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	摘要

審査内容が変更になることにより、従来どおり請求するとエラーになる恐れがありますので、御注意ください。また、参考に今回改正された記載要領を添付しますので御確認ください。

請求事務を担当される方は、御一読ください。

老高発 1019 第 1 号  
老老発 1019 第 1 号  
平成 29 年 10 月 19 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（公印省略）  
老人保健課長  
（公印省略）

「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

今般、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握することに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）を別紙のとおり改正し、平成 29 年 11 月 1 日（同年 10 月の福祉用具貸与分）から適用することとしたので通知する。

については、貴管内市区町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

○ 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

（変更点は下線部）

改正後	改正前																																																
<p>(別記) 介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載について 介護給付費明細書へ記載するコードについては、<u>公益財団法人テクノエイド協会</u>が付しているT A I Sコード又は<u>福祉用具届出コード</u>のいずれかを記載すること。 <u>いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること）。</u>その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。 <u>(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 722 1104 882"> <thead> <tr> <th>サービス内容</th> <th>サービスコード</th> <th>単位数</th> <th>回数</th> <th>サービス単位数</th> <th>公費分回数</th> <th>公費対象単位数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手すり貸与</td> <td>1 7 1 0 0 7</td> <td></td> <td>3 1</td> <td>3 0 0</td> <td></td> <td></td> <td>00000-111111</td> </tr> <tr> <td>手すり貸与</td> <td>1 7 1 0 0 7</td> <td></td> <td>3 1</td> <td>3 0 0</td> <td></td> <td></td> <td>00000-111111</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 978 1104 1137"> <thead> <tr> <th>サービス内容</th> <th>サービスコード</th> <th>単位数</th> <th>回数</th> <th>サービス単位数</th> <th>公費分回数</th> <th>公費対象単位数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊寝台貸与</td> <td>1 7 1 0 0 3</td> <td></td> <td>3 1</td> <td>9 0 0</td> <td></td> <td></td> <td>00000-222222</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台 付属品貸与</td> <td>1 7 1 0 0 4</td> <td></td> <td>3 1</td> <td>1 0 0</td> <td></td> <td></td> <td>00000-233333</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 削除</p> <p>2 削除</p>	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要	手すり貸与	1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111	手すり貸与	1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要	特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3		3 1	9 0 0			00000-222222	特殊寝台 付属品貸与	1 7 1 0 0 4		3 1	1 0 0			00000-233333	<p>(別記) 介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載について 介護給付費明細書へ記載するコードについては、<u>テクノエイド協会</u>が付しているT A I Sコード又は<u>J A Nコード</u>を有している商品については<u>いずれかのコードを記載することとする</u>こと。 <u>また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えないこと。</u></p> <p>1 <u>(公財) テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品について</u> <u>(1) 既にテクノエイド協会が付している番号の内、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）を左詰で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間は「-」でつなぐこととする</u>こと。 <u>(2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載すること。</u></p> <p>2 <u>J A Nコードを取得している商品については、J A Nコードを左詰で記載</u></p>
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要																																										
手すり貸与	1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111																																										
手すり貸与	1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111																																										
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要																																										
特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3		3 1	9 0 0			00000-222222																																										
特殊寝台 付属品貸与	1 7 1 0 0 4		3 1	1 0 0			00000-233333																																										

いずれのコードも有していない商品に限り、次のとおりローマ字で記載を可能とする。

(1) メーカー名と商品名を英字（ヘボン式で大文字）で記載し、その間は「-」でつなぐこととする。

(2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次頁に定める変換方法により英字（ヘボン式で大文字）で記載

(例) アメリカベッドメディカルサービス株式会社 → AMERIKABET  
株式会社松本製作所 → MATSUMOTOS

(3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字（ヘボン式で大文字）で記載（ヘボン式については次表を参照のこと。）

(例) 自走式車いす AA-12 → AA-12  
アルミ製標準車 → ARUMISEIH

(参考) JANコードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードであること。このコードは、店舗等で商品に印刷されているバーコードの1つであること。

(別紙)

あ行	あ い う え お A I U E O	や行	や い ゆ え よ YA I YU E YO
か行	か き く け こ KA KI KU KE KO	ら行	ら り る れ ろ RA RI RU RE RO
	きゃ きゅ きょ KYA KYU KYO		りゃ りゅ りょ RYA RYU RYO
さ行	さ し す せ そ SA SHI SU SE SO	わ行	わ ゐ う ゑ を WA I U E O
	しゃ しゅ しょ SHA SHU SHO	ん	ん N (M)
た行	た ち つ て と TA CHI TSU TE TO	が行	が ぎ ぐ げ ご GA GI GU GE GO
	ちゃ ちゅ ちょ CHA CHU CHO		ぎゃ ぎゅ ぎょ GYA GYU GYO
な行	な に ぬ ね の NA NI NU NE NO	ざ行	ざ じ ず ぜ ぞ ZA JI ZU ZE ZO
	にゃ にゅ によ		じゃ じゅ じょ

(参考) 削除

(別紙) 削除

	<u>NYA NYU NYO</u>		<u>JA JU JO</u>
<u>は行</u>	<u>は ひ ふ へ ほ</u> <u>HA HI FU HE HO</u>	<u>だ行</u>	<u>だ ち づ で ど</u> <u>DA JI ZU DE DO</u>
	<u>ひゃ ひゅ ひょ</u> <u>HYA HYU HYO</u>	<u>ば行</u>	<u>ば び ぶ べ ぼ</u> <u>BA BI BU BE BO</u>
<u>ま行</u>	<u>ま み む め も</u> <u>MA MI MU ME MO</u>		<u>びゃ びゅ びょ</u> <u>BYA BYU BYO</u>
	<u>みゃ みゅ みょ</u> <u>MYA MYU MYO</u>	<u>ぱ行</u>	<u>ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ</u> <u>PA PI PU PE PO</u>
			<u>ぴゃ ぴゅ ぴょ</u> <u>PYA PYU PYO</u>

- 1 撥音 へボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。  
NAMBA難波 (なんば) HOMMA本間 (ほんま) SAMPEI三瓶 (さんぺい)
- 2 促音 子音を重ねて示す。  
HATTORI服部 (はっとり) KIKKAWA吉川 (きっかわ)  
ただし、チ (CHI)、チャ (CHA)、チュ (CHU)、チョ (CHO) 音に限り、その前にTを加える。  
HOTCHI発地 (ほっち) HATCHO (はっちょう)

- 介護給付費請求書等の記載要領について (平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知) (抜粋)

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の  
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付している T A I S コード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード (5 桁) 及び商品コード (6 桁) (半角英数字) を左詰で記載すること (英字は大文字で記載すること。)。その際に企業コードと商品コードの間は「-」(半角) でつなぐこと。

(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	手すり貸与	1 7 1 0 0 7			3 1	3 0 0		
手すり貸与	1 7 1 0 0 7			3 1	3 0 0			00000-111111

(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3			3 1	9 0 0		
特殊寝台 付属品貸与	1 7 1 0 0 4			3 1	1 0 0			00000-Z33333